



鳥取県公報

平成12年 3月31日(金)
号外第37号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 選管規則	鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規則…………… 1
	公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則…………… 2
	鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則…………… 6
	鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場に関する規程の一部を改正する規則…………… 7
◇ 企業局管理規程	鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程（総務課） …… 7
	企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（ク） …… 8
	みなと温泉館管理規程の一部を改正する規程（ク） …… 10
◇ 企業局訓令	鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令（ク） …… 11

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県選挙管理委員会規則第2号

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3号を削り、第4号中「附与」を「付与」に改め、同号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第11号中「選挙運動用文書図画」の次に「及び政治活動用ポスター」を加え、同号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 選挙運動に関する収入及び支出の報告書の処理に関する事項

第12号及び第13号を次のように改める。

(12) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）の規定に基づく政治団体の収支報告書等の処理に関する事項

(13) 政党助成法（平成6年法律第5号）の規定に基づく支部報告書等の処理に関する事項

第19号中「承認」を「協議」に改める。

附 則

この規則は、平成12年 4月1日から施行する。

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県選挙管理委員会規則第3号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程（昭和31年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第1章 通則（第1条—第4条）
- 第2章 選挙人名簿及び在外選挙人名簿（第5条—第9条）
- 第3章 投票（第10条—第29条）
- 第4章 開票（第30条—第39条）
- 第5章 選挙会及び当選人（第40条—第45条）

附則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規程は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）又は漁業法（昭和24年法律第267号）の規定に基づく選挙に関する事務の管理執行について必要な事項を定めるものとする。

2 この規程中市町村に係る部分の規定は、法の規定に基づくものを除き、市町村が処理する地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項に規定する法定受託事務に適用する。

第2条第1項を削り、同条第2項中「法第17条第2項の規定によって市町村の委員会が、」を「市町村の選挙管理委員会（以下「市町村の委員会」という。）は、法第17条第2項の規定より」に改め、「その告示をし」を削り、「その写を県の委員会」を「告示の写しを鳥取県選挙管理委員会（以下「県の委員会」という。）」に改め、「既に設けた」を削り、「若しくは」を「、又は」に、「また同様とする」を「同様とする」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「委員会において」を「委員会は」に改め、「当該市町村の境界の変更、伝染病の発生等特別の事情により」及び「示して」を削り、「、文書で申請することができる」を「報告するものとする」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「申請書が提出された」を「報告があった」に改め、同項を同条第3項とする。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条及び第4条 削除

「第2章 選挙人名簿」を「第2章 選挙人名簿及び在外選挙人名簿」に改める。

第5条を削り、第6条の見出し中「決定の告示」を「通知」に改め、同条第1項中「法第24条第2項」の次に「（法第30条の8第1項において準用する場合を含む。）」を加え、「申出人」を「異議申出人」に、「別記第1号様式とし、同項の規定によって告示をした場合においては、その写しを県の委員会に提出しなければならない」を「別記第1号様式によるものとする」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市町村の委員会は、法第24条第2項（法第30条の8第1項において準用する場合を含む。）の規定による告示をしたときは、その写しを県の委員会に提出するものとする。

第6条を第5条とし、第7条の見出し中「選挙人名簿」を「選挙人名簿等」に改め、同条第1項中「第2項」の次に「（令第23条の16第1項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第2項中「第19条第3項」の次に

〔(令第23条の16第1項において準用する場合を含む。)]を加え、「県の委員会への」を削り、同条を第6条とする。

第8条の見出しを「(選挙人名簿等の再調製の報告)」に改め、同条中「因り」を「より」に改め、「選挙人名簿」の次に「又は在外選挙人名簿」を加え、「場合において」を「とき」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「よらなければならない」を「よるものとする」に改め、同条の次に次の1項を加える。

2 令第23条の16第1項において準用する令第22条の規定による報告は、別記第3号様式の2によるものとする。

第9条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定在外選挙投票区の指定の通知)

第9条 令第23条の2第2項の規定による通知は、告示の写しを添えてするものとする。

第10条第1項中「、選挙の期日の公示又は告示があったときは」及び「投票管理者に事故があるとき又は投票管理者が欠けたとき」を削り、「者を直ちに選任し、且つ」を「者又は投票管理者の職務を管掌すべき者を選任したときは」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条第2項を削る。

第13条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条とする。

第14条の見出し中「特例」を「届出」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第40条第2項の規定による届出は、告示の写しを添えてするものとする。

第15条中「委員会」を「県の委員会」に改め、「公職選挙法施行規則」の次に「(昭和25年総理府令第13号)」を加え、「準じてしなければならない」を「準じるものとする」に改める。

第24条第3項を削る。

第27条の見出し中「投票用紙及び封筒」を「投票用紙等」に改め、同条第2項中「第59条第2項」を「第59条の6第2項」に、「投票用紙及び投票用封筒」を「投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒」に、「及びその他」を「その他」に、「調製し、あわせて受領印を徴しておかなければならない」を「調製するものとする」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(在外投票の投票記載の場所等)

第27条の2 第24条及び第25条の規定は、在外投票について準用する。

2 令第65条の19の規定によって市町村の委員会の委員長が備える在外投票事務処理簿は、別記第9号様式の2に準じて調製するものとする。

第28条第2項中「、当該市町村の選挙以外の選挙につき」を削り、「県の委員会の指示に従い処理しなければならない」を「処分するものとする」に改める。

第29条を次のように改める。

第29条 削除

第31条の見出し中「告示」を「通知」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「その告示」を「、その告示」に改め、「これを関係のある」を削り、「選挙分会長」の次に「。以下同じ。」を加え、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同項ただし書を削り、同条中同項を第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 市町村の委員会は、令第68条の規定により開票管理者及びその職務を代理すべき者の住所及び氏名を告示したときは、その告示の写しを添えて、投票管理者及び選挙長に通知するものとする。

第31条第4項を削る。

第32条後段を削る。

第36条を次のように改める。

第36条 削除

第41条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条中「選挙長」を「県の委員会が選任した選挙長」に、「行なう」を「行う」に、「当該選挙に関する事務を管理する」を「県の」に、「行わなければならない」を「行うものとする」に改める。

第43条を次のように改める。

第43条 削除

第6章を削る。

別記第1号様式中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に、「第24条第2項」を「(第30条の8第1項において準用する同法)第24条第2項」に、「第25条第1項」を「(第30条の9第1項において準用する同法)第25条第1項」に改める。

別記第2号様式中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式の備考4中「し、関係書類及び概要調書を添付」を削る。

別記第3号様式中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2 (第8条関係)

その1 (令第23条の16第1項において準用する令第22条第1項の規定による報告)

在外選挙人名簿登録者数報告書

選挙管理委員会

年 月 日現在

区 分	前回縦覧時の登録者数 (A)	前回縦覧時以降に 登録された者の数 (B)	前回縦覧時以降に 抹消された者の数 (C)	今回縦覧時の登録者数 $(A) + (B) - (C) = (D)$
男				
女				
計				

備考

- 縦覧時の登録者数とは、法第30条の7第1項の規定により、毎年3月、6月、9月及び12月（以下「登録月」という。）の3日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数をいう。
- 「前回縦覧時以降に登録された者の数（B）」欄には、前回縦覧時から今回縦覧時までの間に登録された者の数を記入すること。
- 「前回縦覧時以降に抹消された者の数（C）」欄には、前回縦覧時から今回縦覧時までの間に在外選挙人名簿から抹消された者の数を記入すること。
- 衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際の報告様式については、県の委員会がこの様式に準じてその都度指定するものとする。

その2 (令第23条の16第1項において準用する令第22条第2項の規定による報告)

在外選挙人名簿再調製報告書

選挙管理委員会

- 再調製の理由
- 調製年月日
- 確定年月日
- 縦覧期間
- 選挙人の数

区 分	再 調 製 数	再 調 製 前 の 数	差 引	備 考
男				
女				
計				

備考

「再調製前の数」欄には、直近の縦覧時の登録者数を記入すること。

別記第9号様式の次に次の1様式を加える。

第9号様式の2（第27条の2関係）

在 外 投 票 事 務 处 理 簿

(指定在外選挙投票区名)

在外選挙人証交付番号	投票用紙及び投票用封筒を交付した選挙人	請求の方法	交付の方法	投票方法	請求月日	法第49条の2第2項該当	在外選挙人証の同封付又は提示の有無	投 票 の 有 無				投票記載場所	備 考
								投票用紙の返還の有無	投票用紙の返還先	投票の有無又は投票用紙の送付若しくは送致の有無	投票の月日又は投票用紙の送付若しくは送致を受けた月日		
	(氏名)	郵便	郵便	郵便		確認	有	無	—	有		郵便投票	
	(氏名)	直接	直接	帰国		—	有	無	—	有		県 郡 町 役 場 (登録地)	
	(氏名)	郵便	郵便	郵便		確認	有	有	登録地 選 管	有		県 郡 町 役 場 (登録地)	返還、投票方法の変更
	(氏名)	郵便	郵便	帰国 登録地外		—	有	有	登録地 選 管	有		郵便投票	返還、投票方法の変更
	(氏名)	—	—	公館		—	—	—	—	有		領事館	
交付者数計		人		うち投票者数計		人							
投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者				拒絶理由				拒絶月日		備考			
(氏名)		選挙人証を同封せず（提示せず）。											
(氏名)		投票方法の変更に際して既に交付した投票用紙を返還せず。											
(氏名)													
拒絶者数計		人											

備考

- 1 在外投票事務処理簿は、指定在外選挙投票区別に調製するものとする。
- 2 請求の方法の記載例中「直接」又は「郵便」とあるのは、選挙人が市町村の選挙管理委員会委員長に対して直接に又は郵便で請求した場合をいう。
- 3 交付の方法の記載例中「直接」又は「郵便」とあるのは、選挙人に対して投票用紙等を直接に交付又は郵送により交付した場合をいう。
- 4 投票方法の欄には在外投票の方法を記載するものとし、令第65条の4の規定による投票の場合は「公館」と、令第65条の12の規定による投票の場合は「郵便」と、令第65条の13の規定による投票の場合は「帰国」と、令第65条の14の規定による投票の場合は「帰国登録地外」と記載すること。

- 5 請求月日の欄には、請求を受理した月日を記載するものとする。
- 6 法第49条の2第2項該当の欄には、法第49条の2第2項の規定により投票する者であることの確認の結果を記載すること。
- 7 交付月日には、投票用紙等を交付又は送付した月日を記載すること。
- 8 投票用紙の返還の有無の欄には、令第65条の17の規定による選挙人からの投票用紙等の返還の有無を記載すること。
- 9 投票用紙の返還先の欄には、令第65条の17の規定による選挙人からの投票用紙等の返還があった場合の返還先を記載すること。
- 10 投票の有無又は投票用紙の送付若しくは送致の有無の欄には、令第65条の13の規定による投票用紙等の提出又は令第65条の7、第65条の12若しくは第65条の16第1項第2号の規定により送付若しくは送致された投票用紙等の受領の有無を記載すること。
- 11 投票の月日又は投票用紙等の送付若しくは送致を受けた月日の欄には、令第65条の13の規定による投票用紙等の提出又は令第65条の7、第65条の12、若しくは第65条の16第1項第2号の規定による投票用紙等の送付若しくは送致を受けた月日を記載すること。
- 12 投票記載場所の欄には、選挙人が投票を記載した場所を記載すること。ただし、郵便投票の場合にあっては、「郵便投票」と記載すること。
- 13 備考欄には、令第65条の17の規定による選挙人からの投票用紙等の返還又は投票方法の変更があった場合にその旨を記載すること。
- 14 この様式に掲げる事項のほか市町村の選挙管理委員会の委員長において在外投票に関し必要と認める事項があるときは、これを記載すること。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第27条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県選挙管理委員会規則第4号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項を削り、同条第2項中「による掲示場」を「により、同条第1項の掲示場（以下「掲示場」という。）」に改め、同項を同条とする。

第11条の2中「申請」を「協議」に改める。

第12条第3項中「の指示する予定候補者の数と同数」を「があらかじめ定める数」に改める。

第17条第1項中「、その指示を受け」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第42条を次のように改める。

第42条 削除

第62条第2項中「並びに」を「及び」に、「令」を「公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）」に改める。

第65条第2項を削る。

第66条第2項中「代人」を「代理人」に、「行う前日」を「行う日」に改め、同条第3項中「代人」を「代理

人」に改める。

第70条第2項中「代人」を「代理人」に、「行う前日」を「行う日」に改め、同条第3項中「代人」を「代理人」に改める。

別記第5号様式の2中「減数承認申請書」を「減数協議書」に改め、「ご承認くださいますよう」を削り、「申請します」を「協議します」に改める。

別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式 削除

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県選挙管理委員会規則第5号

鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場に関する規程の一部を改正する規則

鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場に関する規程（昭和58年鳥取県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「承認の申請」を「協議」に改め、同条中「承認を得ようとする」を「協議をする」に、「減数承認申請書」を「減数協議書」に改める。

第3条第3項中「指示する」を「定める」に改め、同条第6項を削る。

第7条中「、その指示を受け」を削る。

別記様式中「減数承認申請書」を「減数協議書」に、「申請します」を「協議します」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

企業局管理規程

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第2号

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程（昭和39年鳥取県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「係長」の次に「、副主幹」を加える。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第3号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号中「企業業務手当」を「災害応急作業手当」に改め、同条第8号を削る。

第7条及び第8条を次のように改める。

（発電所等管理業務手当）

第7条 発電所等管理業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員のうち知事の定める職員が発電所又は工業用水道施設の維持管理に関する業務のうち知事の定める困難な業務に従事したとき。
 - (2) 職員（前号に掲げる者を除く。）が発電所又は工業用水道施設の維持管理に関する業務のうち知事の定める困難な業務に従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号の業務に係る1月の手当の総額は、第1号に定める額を超えることができない。
- (1) 前項第1号の業務 月額 21,600円
 - (2) 前項第2号の業務 職員が業務に従事した日1日につき1,200円
- 3 前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）であって、容易に他の職員からの応援が得られない状況において第1項各号の業務に従事した場合における同項の手当の額は、前項各号に定める額に勤務1回につき600円を加算した額とする。

（発電集中制御業務手当）

第8条 発電集中制御業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 東部事務所に勤務する職員のうち知事の定める職員が困難な発電集中制御の業務に従事したとき。
 - (2) 東部事務所に勤務する職員（前号に掲げる者を除く。）が困難な発電集中制御の業務に従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号の業務に係る1月の手当の総額は、第1号に定める額を超えることができない。
- (1) 前項第1号の業務 月額 21,600円
 - (2) 前項第2号の業務 職員が業務に従事した日1日につき1,200円
- 3 前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜であって、容易に他の職員からの応援が得られない状況において第1項各号の業務に従事した場合における同項の手当の額は、前項各号に定める額に勤務1回につき600円を加算した額とする。

第11条及び第12条を次のように改める。

（災害応急作業手当）

第11条 災害応急作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある県が管理する現場（以下

「災害現場」という。) において行う巡回監視の業務に従事したとき。

(2) 職員が災害現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事したとき。

(3) 職員が前2号の業務に相当すると知事が認める業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 480円

(2) 前項第2号の業務 730円

(3) 前項第3号の業務 730円の範囲内において知事の定める額

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときにあっては、第2号に定める額を同項の手当の額とする。

(1) 第1項各号の業務が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項各号に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項各号の業務が知事が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項各号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(工業用水送水機器操作保守業務手当)

第12条 工業用水送水機器操作保守業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 東部事務所又は西部事務所に勤務する職員のうち知事の定める職員が工業用水の送水機器の困難な操作及び保守の業務に従事したとき。

(2) 東部事務所又は西部事務所に勤務する職員(前号に掲げる者を除く。)が工業用水の送水機器の困難な操作及び保守の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号の業務に係る1月の手当の総額は、第1号に定める額を超えることができない。

(1) 前項第1号の業務 月額 21,600円

(2) 前項第2号の業務 職員が業務に従事した日1日につき1,200円

3 前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜であって、容易に他の職員からの応援が得られない状況において第1項各号の業務に従事した場合における同項の手当の額は、前項各号に定める額に勤務1回につき600円を加算した額とする。

第13条の2第2項中「日1日につき600円」を「時間1時間につき320円」に改める。

第13条の3を削り、第13条の4の表を次のように改める。

発電所等管理業務手当	発電集中制御業務手当 災害応急作業手当 工業用水送水機器操作保守業務手当 特殊現場作業手当 発電用導水路等設置作業手当
発電集中制御業務手当	災害応急作業手当 特殊現場作業手当 発電用導水路等設置作業手当
工業用水送水機器操作保守業務手当	災害応急作業手当 特殊現場作業手当 発電用導水路等設置作業手当
発電用導水路等設置作業手当	特殊現場作業手当

第13条の4を第13条の3とし、第13条の5第1項を次のように改める。

月の1日から末日までの間において次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数が15日未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、それぞれ第7条第1項、第8条第1項又は第12条第1項に規定する額に、当該業務に従事した日数が1日以上8日未満である場合にあつては100分の30を、8日以上15日未満である場合にあつては100分の60を乗じて得た額とする。

- (1) 発電所等管理業務手当（第7条第1項第1号の業務に係るものに限る。）
- (2) 発電集中制御業務手当（第8条第1項第1号の業務に係るものに限る。）
- (3) 工業用水送水機器操作保守業務手当（第12条第1項第1号の業務に係るものに限る。）

第13条の5第2項中「第9条第2項又は第10条第2項」を「第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項、第10条第2項又は第12条第2項」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 発電所等管理業務手当（第7条第1項第2号の業務に係るものに限る。）
- (2) 発電集中制御業務手当（第8条第1項第2号の業務に係るものに限る。）
- (3) 特殊現場作業手当（第9条第1項第4号の業務に係るものを除く。）
- (4) 発電用導水路等設置作業手当
- (5) 工業用水送水機器操作保守業務手当（第12条第1項第2号の業務に係るものに限る。）

第13条の5を第13条の4とし、同条の次に次の1条を加える。

(特地勤務手当等)

第13条の5 条例第7条の2の企業管理規程で定める特地事務所は、次の表に掲げる事務所とし、その級別区分は、同表に定めるとおりする。

事 務 所	所 在 地	級 別 区 分
東部事務所茗荷谷ダム	八頭郡若桜町大字茗荷谷352番地92	1級
中部管理所中津ダム	東伯郡三朝町大字中津794番地	2級

別表第1のアの表4級の項第1号中「係長」の次に「副主幹」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表第1のアの表5級の項を次のように改める。

5級	相当困難な業務を処理する係長、副主幹又は主任の職務
----	---------------------------

別表第1のアの表6級の項第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 主幹の職務
- (4) 困難な業務を処理する係長、副主幹又は主任の職務

別表第1のアの表7級の項第3号中「特に」を削る。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

みなと温泉館管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第4号

みなと温泉館管理規程の一部を改正する規程

みなと温泉館管理規程（平成10年鳥取県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第10条中第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者が利用するとき。
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者が利用するとき。
- (5) 前2号に掲げる者の介護を行う者が当該介護のために利用するとき。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

企 業 局 訓 令

鳥取県企業局訓令第1号

鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県企業局文書管理規程（平成6年鳥取県企業訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書を削り、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、事務連絡等特に軽易な文書の施行に係る事案（正当決裁権者が所管課の長以下であるものに限る。）の起案文書は、軽易事項処理簿（様式第6号）及び継続起案用紙により作成することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、内容が軽易な起案文書のうち、受付文書に係るものにあつては当該文書の余白を利用し、それ以外のものにあつては継続起案用紙を使用して作成することができる。この場合においては、当該受付文書の他の余白に文書整理印（様式第6号の2）を押印するものとする。
- 4 継続起案用紙については、必要に応じ、他の適当な用紙をもってこれに代えることができる。

第8条の次に次の1条を加える。

第8条の2 前条の規定にかかわらず、協議その他の事案（文書の施行に係る事案を除く。）の起案文書であつて緊急の取扱いを要する等特別の事情があるものは、別に定める方法により作成することができる。

第9条を次のように改める。

（起案文書の作成）

第9条 起案文書は、原則として青色若しくは黒色又は必要に応じて赤色の筆記用具その他文字が容易に消失しないものを用いて作成するものとする。

- 2 文書の施行に係る事案の起案文書を作成する場合にあつては、別に定める書式に従つて当該施行する文書（以下「施行文書」という。）の案を作成するものとする。
- 3 起案文書には、必要に応じ、起案理由、目的、経緯、効果、根拠法令、予算その他参考事項を記載し、又は

それらを表示した書面を添付するものとする。

第9条の次に次の1条を加える。

(施行文書の発信名義)

第9条の2 施行文書の発信名義は、法令等に特別の定めがある場合を除き、当該施行文書の種別及び受信者に
 応じて、別表第1に定めるところによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受付文書に対する回答に係る施行文書の発信名義については、当該受付文書の受
 信者名とすることができる。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、第8条第2項の規定により軽易事項処理簿及び継続起案用紙によって作成される起案文書、同条第
 3項の規定により受付文書の余白を利用して作成される起案文書、第8条の2の規定により作成される起案文
 書その他記号及び番号を付けることが適当でない文書に係る起案文書については、この限りでない。

第12条中「前4条」を「第8条から前条まで」に改める。

第14条中「地方機関等」を「地方機関」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第9条の2関係)

発信名義	施行文書の種別	受 信 者
知事。ただ し、法令の規 定による権限 が他の者に存 するときは、 その者	1 条例、企業管理規定、企業告示、公告及 び企業訓令 2 指令書、裁決書、決定書、契約書その他 これらに類する文書 3 申請、協議、通知、依頼等の文書で特に 重要なもの 4 辞令、表彰状、証書その他これらに類す る文書 5 その他知事名によることが適当と認めら れる文書	1 国の行政機関の長、次官その他これ らに準ずる者 2 都道府県知事 3 市町村長 4 個人又は法人その他の団体の代表者 5 知事以外の者を発信名義とする場合 にあつては、1から4までに掲げる者 その他の適当と認められる者
局長	1 申請、協議、通知、依頼等の文書で重要 なもの 2 その他局長名によることが適当と認めら れる文書	1 国の行政機関の局長、部長その他こ れらに準ずる者 2 国の行政機関の地域事務所の長 3 都道府県の局長又は部長 4 都道府県の地方機関の長 5 市町村の地方機関の長 6 個人又は法人その他の団体の代表者 7 本庁等の部長 8 地方機関の長 9 事業所の長
課長	1 照会、資料の送付、通知、依頼等の文書 で軽易なもの 2 その他課長名によることが適当と認めら れる文書	1 国の行政機関の課長その他これに準 ずる者 2 国の行政機関の地域事務所の長又は その内部組織の長

		3 都道府県の課長 4 都道府県の地方機関の長 5 市町村の課長 6 市町村の地方機関の長 7 個人又は法人その他の団体の代表者 若しくはこれらの内部組織の長 8 本庁等の課長 9 地方機関の長 10 事業所の長
--	--	--

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第8条関係）

軽易事項処理簿

決裁済印欄	課長		起案責任者		起 案	年	月	日
					施 行	年	月	日
(要 旨)					あて			
決裁済印欄	課長		起案責任者		起 案	年	月	日
					施 行	年	月	日
(要 旨)					あて			

様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第6号の2（第8条関係）

文書整理印

保 存 期 間	永・10・5・1
分 類 記 号	・ ・ ・

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。